

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四〇七号

平成十四年十月一日

(火曜日)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、東出雲町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄田信義

八束郡東出雲町大字下意東の字を廃止する区域

大字	字	地番
イタイ畑	九一五、九一六の一、九一六の二、九一六の三、九一六の四、九一六の五、九一六の六、九一六の七、九一六の八、九一六の九、九一六の一〇、九一六の一、九一六の二、九一六の三、九一六の一四、九一六の一五、九一六の一六、九一六の一七、九一八の一、九一八の二、九一八の三、九一八の九、九一八の一〇	九一六の九一六の五、九一六の六、九一六の七、九一六の八、九一六の九、九一六の一〇、九一六の一、九一六の二、九一六の一三、九一六の一四、九一六の一五、九一六の一六、九一六の一七、九一八の一、九一八の二、九一八の三、九一八の一〇

字の区域の廃止
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定
換地計画書の縦覧

(地方方課)
(長寿社会課)一一

土地改良事業変更計画書の縦覧

解除予定保安林(二件)

廃川敷地等の発生

公告

平成十四年度調理師試験の合格者

平成十四年度保育士試験の合格者

画像処理システムの調達に係る一般競争入札の実施

精密ラッピング装置の調達に係る一般競争入札の実施

人委規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則

第一部を改正する規則

七

六 四六

三二二

二二二

一

下意東	板井畠	イタイ畑	地番
九一八の五、九一八の六、三三五九の一、三三五九の二、三三五九の三、三三五九の四、三三五九の五	九一三の一、九一三の三、九一七の一、九一七の二、九一七の三、九一七の四、二八五一の一	九一五、九一六の一、九一六の二、九一六の三、九一六の四、九一六の五、九一六の六、九一六の七、九一六の八、九一六の九、九一六の一〇、九一六の一、九一六の二、九一六の一三、九一六の一四、九一六の一五、九一六の一六、九一六の一七、九一八の一、九一八の二、九一八の三、九一八の九、九一八の一〇	九一六の九一六の五、九一六の六、九一六の七、九一六の八、九一六の九、九一六の一〇、九一六の一、九一六の二、九一六の一三、九一六の一四、九一六の一五、九一六の一六、九一六の一七、九一八の一、九一八の二、九一八の三、九一八の一〇
河川課	森林整備課	(河川課)	(森林整備課)
健康推進課	青少年家庭課	(健康推進課)	(青少年家庭課)
企業振興課	四三	(企業振興課)	四三
客ノ本	万原	中江	九二二の一、九二二の三、九二二の四
九二三の一、九二三の五、九二三の六	九二三の一、九二三の五、九二三の六	九二二の一、九二二の三、九二二の四	九二〇の二

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部
(ただし、右地番は、平成十四年八月六日現在のものである。)

告示

平成十四年十月一日

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
いしいクリニック	松江市吉志原六丁目一〇一三六	平成十四年四月一日
医療法人 平野医院	益田市駅前町三三一五	平成十四年四月一日
とまと薬局 殿町店	浜田市殿町七一七	平成十四年九月一日
さいとう歯科	松江市秋鹿町三一〇一一	平成十四年九月六日

島根県告示第八百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、安来市土地改良区理事長から須崎地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	縦 覧 に 供 す る 書 類 の 名 称	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
三刀屋町	蛇の原野地地区農道事業 (地すべり関連事業) 矢通地区農道事業 (地すべり関連事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	三刀屋町 役場

島根県告示第八百七十四号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 二 縦覧の期間
平成十四年十月一日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
安来市役所

島根県告示第八百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第一項の規定に基づき、次の方から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄 田 信 義

- (一) 解除予定保安林の所在場所
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 解除の理由
道路用地とするため
- (四) 解除予定保安林の所在場所

益田市飯田町一五七四の三（国有林）、一五七四の一

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百七十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 鹿足郡日原町大字溪村字森平一四の五、一四の六

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備

- 三 解除の理由
- 道路用地とするため

島根県告示第八百七十六号

主要地方道仁摩瑞穂線新世紀道路ネットワーク整備（改良）工事の施行に伴い、廃川敷

地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、
次とのとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県大田土木建築事務所に備え置いて縦覧
に供する。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄田信義

二級河川 潮川水系 潮川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十四年十月一日

三 廃川敷地等の位置

邇摩郡仁摩町大字大国町七〇三番五に接する県道の地先から

同 所 五九五番四に接する県道の地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一、九四〇・九五平方メートル

公 告

平成十四年度調理師試験の合格者は、次のとおりである。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄田信義

矢野	田中	純子	佐々木	愛	美見	麻貴	横田	健	田中	澄子	内田	文子	
恵美	松崎	敦史	坂田	まる子	柳田	未央	岩田	照子	岩田	正人	山根	美佐子	
	祖田	澄江	田中	常博	金津	京子	持田	陽平	犬山	由美子	石橋	篤志	
	黒目	仁美	渡邊	幸太	岩佐	美紀	津田	昌俊	武田	まゆ子	吉岡	ちとせ	
	加藤	浩	沖原	勝美	花田	真紀子	嘉戸	敦弘	八澤	敏一	内藤	里美	
伊藤夕利子	安部	美佳	岡部	ふみ子	原田	春美	藤原	一人	門脇	真弓	永田	浩子	
日野	加藤	啓子	前田	邑子	藤岡	美知江	曾田	宏美	福間	友也	新田	キヨ子	
節子	金田	佳奈子	岩田	啓之	藤原	ミキコ	稻村	敏朗	森	浩子	景山	和子	
	深田	保宏	宮内	貴子	吉澤	かよ子	遠藤	ひとみ	浩	瑠奈	阿部	知子	
	原	里美	吾郷	彰信	石田	美佐代	宇田川	泰行	千恵	三島	綾子	橋本	芳夫
上野	三原	孝志	坂本	美由紀	吉廻	トシエ	飯塚	直人	神門	直人	杠	瑠奈	
渡部	福田	智一	小畑	伊都子	坂本	吉廻	千恵	千恵	千恵	千恵	橋本	芳夫	
惠美	都間	仁	原	晴美	吉廻	トシエ	立石	潤二	肥後	浩子	永田	泰憲	
伊藤夕利子	原	都間	仁	成相	容子	坂本	圭	千恵	千恵	千恵	柿原	泰憲	
榎本	渡部	陽子	坂本	美由紀	吉廻	トシエ	藤井	美津子	朴	裕子	渡部	真由美	
章子	上野	瑞穂	原	晴美	吉廻	トシエ	立石	潤二	肥後	浩子	橋本	芳夫	
原田奈穂美	原	都間	仁	成相	容子	坂本	圭	千恵	千恵	千恵	永田	泰憲	
川上	榎本	瑞穂	原	成相	容子	坂本	圭	千恵	千恵	千恵	柿原	泰憲	
彩	榎本	瑞穂	原	成相	容子	坂本	圭	千恵	千恵	千恵	永田	泰憲	

島根県報

田原 剛	伊藤 達夫	佐和かおり	中村 由幸	多々良智紀	木村 亜希
渡邊 千春	小田由美香	小田 浩二	石川 久江	小林 法子	西田 博子
木村三栄子	新出 達雄	井上 至	佐々木良造	瀬田由香理	岡田 寛一
小川 千佳	大谷 明美	山下 照子	森山八重子	原田 典子	岡田 憲一
服部 裕美	大原 和成	山本 幸子	竹下由佳子	松岡優美子	山路 英子
岡本寿恵子	大畑 律子	大畠 正美	小川まつみ	門川 賢司	山形 俊樹
佐々田愛子	間渉勢津子	間渉勢津子	大竹 誠二	梅谷富貴子	岡田 司
堺田 洋子	山岡千代美	山本訓仁子	岩本 正次	金岡 敬子	渡辺 弘美
澄川 泰司	佐々木久枝	齋藤 龍矢	藤井眞理子	石田 智子	(一) 購入物品等の名称及び数量
大谷 陽子	大庭裕里江	小田 裕也	木ノ下節子	坂本 剛	(二) 画像処理システム 一式
河野由里美	小原 昭子	小松美由紀	犬塚 勉	(三) 調達案件の仕様書等	(四) 調達内容
田中美恵子	豊田明日香	西山 健二	上田 香	(五) 納入期限	入札説明書による。
宮本早智子	吉田 大	萩原 京子	桑原恵美子	平成十四年十二月十七日	
石田壽々子	入久戸五月	山崎 恵子	高松さとみ	納入場所	
中川 恵子	野津 実果	奥森 裕子	桑原恵美子	島根県松江市北陵町 次世代技術研究開発センター	
鶴丸 昌裕	中島美由紀	藤岡 和子	平井美由紀	入札方法	
		清水 靖子	大橋佐智子	(五) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相	
		田中 静恵	井筒 寿代	当する額を加算した額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。	
		鳥居 正恵	西川 行恵		
		野口 京子			
		藤田 圭二			
		三浦 浩太			

平成十四年度島根県保育士試験の合格者受験番号は次のとおりである。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄田信義

一〇〇一	一〇〇四	一〇〇七	一〇〇八	一〇一二	一〇一八	一〇一九
一一〇一	一二〇二	一二三三	一二一九	一二七〇	一二七二	一四〇三
一四〇七	一四一二	一四二九	一六〇二	一六五五	一六七五	一六七七
二〇〇一	二〇〇四	二六一三				

二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号の規定に該当すると認められる事實があつた後二年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 島根県税を滞納していない者であること。

(四) 平成十二年十月十日付け島根県告示第七百八十四号（平成十三年及び平成十四年に島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る入札の参加資格等）により資格を認定され、中分類「理化学機器」においてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第百六十七条の六第一項の規定により公告する。
平成十四年十月一日

島根県知事 澄田信義

なお、同告示による資格審査を受けていない者にあつては、直ちに同告示二の規定

に基づき資格審査の申請手続を行なう。」。

(五) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でない」と。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町一番地 島根県庁二階

島根県商工労働部企業振興課 担当 横原

電話 ○八五二一二二一六六九四 ファクシミリ ○八五一一一一一六〇八〇

(二) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十四年十月一日(火)から平成十四年十月七日(月)までの間、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

(三) 入札説明会

実施しない。

(四) 入札書の受領期限

平成十四年十月十六日(水)午前十一時(郵便による入札にあたっては、午前十時必着)

必着)

(五) 開札の日時及び場所

日時：平成十四年十月十七日(木)午後一時三十分から

場所：島根県松江市殿町一番地 島根県庁会議棟二階第三会議室

四 その他

(一) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(二) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上の入札保証金を入札時に納付する。^{ムルルム}^{ムルルム}

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第一十一号)第六十一条の1各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を納付する。

ただし、島根県会計規則第六十九条の一(名号)のいずれかに該当する場合は免除する。

(四) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有する」とを確認する書類については、入札書の提出に先立つてあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間ににおいて島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(五) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかつたとき、その他島根県会計規則第六十三条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(六) 落札者の決定方法

本公司に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。

(七) 契約書の作成の要否

要する。

(八) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Image analysis system. one set.

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00 p.m. 7 October, 2002

(3) Deadline for submission of tenders : 11:00 a.m. 16 October, 2002
Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00 a.m. 16 October, 2002

島根県報

(4) Contact point for the notice : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Goverment, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-6694

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年十月一日

島根県知事 澄田信義

一 調達内容

(一) 購入物品等の名称及び数量
精密ラッピング装置 一式

(二) 調達案件の仕様書等
入札説明書による。

(三) 納入期限
平成十五年一月十七日

(四) 納入場所
島根県松江市北陵町 次世代技術研究開発センター

(五) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した額（当該金額の一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する」と。

二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
(二) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第二項各号の規定に該当するし認められる事実があつた後二年を経過しない者でない」と。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でない」と。

(三) 島根県税を滞納していない者である」と。

(四) 平成十二年十月十日付け島根県告示第七百八十四号（平成十三年及び平成十四年に島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る入札の参加資格等）により資格を認定され、中分類「理化学機器」においてA等級、B等級又はC等級に格付けられた者である」と。

なお、同告示による資格審査を受けていない者にあっては、直ちに同告示の規定に基づき資格審査の申請手続を行うこと。

(五) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でない」と。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町一番地 島根県庁二階

島根県商工労働部企業振興課 担当 横原

電話 ○八五二一二二一六六九四 ファクシミリ ○八五二一二二一六〇八〇

(二) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十四年十月一日（火）から平成十四年十月七日（月）までの間、上記（一）の場所において交付する。

交付時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

(三) 入札説明会
実施しない。

(四) 入札書の受領期限
必着

平成十四年十月十六日（水）午前十一時（郵便による入札にあたっては、午前十時

必着）

(五) 開札の日時及び場所

日時・平成十四年十月十七日（木）午後二時三十分から

場所・島根県松江市殿町一番地 島根県庁会議棟二階第三会議室

四 その他

(一) 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (二) 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札者が見積もる契約金額の百分の五以上の入札保証金を入札時に納付する。ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の「各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (三) 契約保証金
契約金額の百分の十以上を納付する。
- (4) 入札者に要求される事項
ただし、島根県会計規則第六十九条の「各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (五) 入札の無効
本公司に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号の「いずれかに該当するとき」は、当該入札者の入札は無効とする。
- (六) 落札者の決定方法
本公司に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (七) 契約書の作成の要否
要する。
- (八) その他
詳細は入札説明書による。

(1) Nature and quantity of the products to be required : Precise polishing ap-

paratus. one set.

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00 p.m.
7 October, 2002

(3) Deadline for submission of tenders : 11:00 a.m. 16 October, 2002
Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00 a.m. 16 October, 2002

(4) Contact point for the notice : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-6694

人事委員会規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十四年十月一日

島根県人事委員会委員長 吉岡 鑑

島根県人事委員会規則第十五号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十一五年島根県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
十 島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成
十四年
十月一
日発行
刷

発行者
島根県

印発行所
松江市学園町南島根印刷所

定価一箇月
金二千四百二十円
(送料共)

毎週火・金曜日発行